

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	兵庫県丹波市

丹波市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 丹波市産業経済部農林振興課
所在地 兵庫県丹波市春日町黒井811
電話番号 0795-88-5029
FAX番号 0795-74-1055
メールアドレス nou_shinkou@city.tamba.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンザル、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	兵庫県丹波市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年時点）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類、果樹、野菜他	850万円 7.35ha
シカ	水稲、豆類、飼料、野菜他	1,392万円 12.06ha
アライグマ	野菜、果樹	34万円 0.15ha
ヌートリア	野菜、いも類、水稲	23万円 0.18ha
カラス	野菜、果樹	81万円 0.5ha
カワウ	水産資源	-
ニホンザル	野菜、果樹	1万円 0.01ha
イタチ	家屋被害、果樹	- 101件
テン	家屋被害、果樹	- 36件
ハクビシン	家屋被害、果樹	- 52件
タヌキ	家屋被害、野菜他	- 124件
アナグマ	家屋被害、野菜他	- 62件
ツキノワグマ	精神被害、果樹	- 57件(目撃・痕跡件数)
計	-	2,488万円 21.08ha

(2) 被害の傾向

シカ、イノシシについては、従来から駆除活動を行っているものの、依然市内全域で被害が多数発生している。自治会や農会が中心となり防止柵の設置を進めているが、近年の土砂災害や倒木被害により防止柵に被害を受けた地域や、道路や水路により防止柵による侵入の防止が難しい地域、そもそも防止柵が未設置である自治会等は、シカ、イノシシの出没により被害をもたらし、更に防止柵を迂回することにより設置地域にまで被害を及ぼしている事態も見受けられる。丹波市内における年間のシカ・イノシシ捕獲頭数はここ数年増加しているが、農作物への被害はシカ、イノシシともに水稲や豆類を中心に被害が多発しており、5月～6月の田植え後、8月の出穂時の食害が発生している。

アライグマについても、概ね変化がない状況であり、被害状況としては、果樹、スイートコーン等の甘味食物への被害が深刻な状況であり、5月のイチゴ、7月のスイートコーン、9月のブドウなどを中心に食害が発生している。

ヌートリアについては、加古川水系、由良川水系それぞれで生息しており、野菜への食害が発生している他、巣穴による田の畔やため池、河川の堤防の強度が低下するなどの被害が懸念される。

カラスについては、特に氷上、春日地域で増加傾向にあり、野菜への食害に加え、糞害等

の生活被害が発生している。

カワウについては、加古川水系、由良川水系それぞれで水産資源に被害が出ている。

ニホンザルについては、近年、丹波篠山市に生息する群れの2群が丹波市春日町まで移動範囲を広げている状況であり、また、丹波市市島町においても福知山市に生息する群れと思われるサルの活動も活発であり、共に野菜、果物の食害が発生している。

イタチ、テンについては主に屋根裏等への侵入により、騒音・悪臭などの生活被害や家屋そのものへの被害が発生している。またブドウやイチゴのような果実類の食害も発生している。

ハクビシンについては、屋根裏等への侵入により、騒音・悪臭などの生活被害や家屋そのものへの被害が発生している。またブドウやイチゴのような果実類の食害も発生している。

タヌキ、アナグマについては床下等への侵入による家屋被害や、野菜類への食害や掘り返しによる被害が発生している。

ツキノワグマについては、柿・栗などの果樹への被害のほかに、集落内に出没するなど、周辺住民の生活被害・精神被害が発生しており、また、近年目撃及び痕跡情報の件数が大きく増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	2,488 万円	2,239 万円
被害面積	21.08ha	18.95ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> シカ、イノシシ、鳥類、小動物については、市内の捕獲従事者へ銃器、箱わな、くくりわなでの捕獲活動を依頼。 小動物については、市所有の箱わなを使用し市内の捕獲従事者による捕獲活動を実施。 (令和3年度時点での導入数) 小型箱わな 179 基 大型箱わな 72 基 捕獲鳥獣の処理については、有害鳥獣捕獲による捕獲個体は、シカ有効活用処理施設へ搬入。 	<ul style="list-style-type: none"> 銃器免許保有猟師の高齢化による減少。 急傾斜、民家付近等の地理状況により駆除活動が出来ないところがある。 シカ有効活用処理施設へ捕獲された全数を搬入し、処理が可能となったが、食肉率向上に向け、殺処分時対応や搬入方法等の検討が必要である。また、内臓、骨等の処分についても今後の研究が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 集落単位で防護柵設置補助制度を活用し、防護柵を設置 防護柵設置後の管理は、地元集落で対応 市の補助を実施し、集落単位での 	<ul style="list-style-type: none"> 集落において、市の補助制度のみでは施工費等自己負担分の調整が付かず、また国庫補助の場合でも、費用対効果的に対象とすることができない区域がある。 防護柵の設置を行なった集落において

	<p>防護柵の維持管理に必要な資材費を補助</p>	<p>は、隣接集落が未設置のため、被害が減少しない地域や、地区内の河川や道路から侵入がある地域がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置後の管理が行き届いていない地域がある。 ・ 市として、被害地域に対する獣害対策の知識向上のための普及啓発活動をさらに推進していく必要がある。
--	---------------------------	---

(5) 今後の取組方針

<p>被害防止対策協議会において、被害対策、捕獲計画等を年度当初に協議し、各委員の役割を明確にして、行政機関及び住民が一体となり年間を通じて被害対策等に取り組む。</p> <p>1. 被害状況を把握</p> <p>農家からの被害発生状況をもとに丹波農林振興事務所森林課、市、森林動物研究センター合同の集落診断等を実施し、獣害に強い集落づくりを進めていく。</p> <p>2. 侵入防止柵の設置</p> <p>補助事業を継続すると共に、より効果的な設置方法やルートについて、地域住民、森林動物研究センター等を協力し、実施していく。また設置されている地域においては定期的な見回りを行い、補修が必要な個所の早期修繕を図ることで、被害の軽減に取り組む。</p> <p>3. 捕獲活動の実施</p> <p>市内の捕獲従事者による銃器及び箱わな、くくりわな等による捕獲活動の実施。</p> <p>追い払い活動等の実施状況、地理的条件などを踏まえ、地域住民、市内の捕獲従事者、県、市との協議の上、それぞれの被害現場に応じた対象鳥獣の捕獲を検討し、地域住民も捕獲に協力できる体制づくりを進める。</p> <p>4. その他</p> <p>広域で行動しているニホンザルの個体群については、近隣市町と協力してサル群れの個体数の把握や生息状況調査を行うとともに、被害や捕獲等に関する情報を共有して、広域かつ一体的な被害対策に取り組む。</p> <p>ツキノワグマの出没が確認される地域では、人身被害の発生防止の目的で不要果樹・誘因物除去に関する学習会を実施するように働きかける。また、適切な被害対策を講じた上で人身被害の危険がある場合は捕獲を実施する。</p> <p>以上の取組みにおいて、地域住民の意識改革や技術指導者の育成を図るとともに各関係機関と連携し、捕獲数、生息状況など様々なデータを活用し、被害の原因究明も並行して進めていき、その調査結果を公表することで地域住民が事前に被害対策に取り組むことができる環境づくりを推進する。</p> <p>また、被害の深刻な集落については、緩衝帯（バッファゾーン）を設置して、既存の防止柵と一体となった事業効果を発揮させるとともに、金網防護柵の保守管理及び人の入り込みのための管理歩道を設置する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、市においては、鳥獣被害対策実施隊を市職員で編成しているが、捕獲活動についてはその役割を市内の捕獲従事者が担うこととし、被害箇所に対応した捕獲活動を今後も継続し実施していく。捕獲活動の実施にあたっては、市内の捕獲従事者と連携し、被害地域に即座に対応できる捕獲体制を継続実施する。

なお、市職員においては捕獲活動補助作業員として捕獲活動の補助的役割を担う。

被害の深刻な地域は、捕獲活動の実施と並行し、各関係機関から指導を受け、地域住民と一体となった捕獲以外の対策を検討し実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノグマ	捕獲の担い手の確保・育成（市全体で10名程度）
6	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノグマ	捕獲の担い手の確保・育成（市全体で10名程度）
7	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノグマ	捕獲の担い手の確保・育成（市全体で10名程度）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績及び生息状況などの各関係機関のデータを活用して捕獲計画数を設定する。特にシカについては、県が策定した特定鳥獣保護管理計画との整合を考慮し、シカの目撃効率に基づいて推定された丹波市における捕獲目標頭数 2,153 頭（一般狩猟を含む）を最低限達成するために必要な捕獲頭数を、近年の捕獲実績等を勘案し設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	100	100	100
シカ	500	500	500
アライグマ	200	200	200
ヌートリア	100	100	100
カラス	100	100	100
イタチ	100	100	100
テン	50	50	50
ハクビシン	50	50	50

タヌキ	100	100	100
アナグマ	100	100	100
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>被害発生自治会の住民から農会長へ報告があり、農会長から市へ捕獲要望書の提出により、銃器、箱わな、くくりわな等を活用した捕獲を実施する。わなの設置は、市内の捕獲従事者に依頼し、運搬や捕獲時の連絡等は、行政及び住民が一体となり行う。実施時期及び場所については、基本的に狩猟期間を除く期間とするが、被害が多い地域を中心に捕獲活動を行う。</p> <p>また、有害捕獲期の捕獲頭数を増やすため、わなによる捕獲を重点的に実施していく。</p> <p>更に県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県立総合射撃場（仮称）」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p style="text-align: center;">-</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
丹波市	アナグマ、タヌキ、イタチ、テン

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度
シカ、イノシシ	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 4,000m 高さ 180cm	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 3,000m 高さ 180cm	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 3,000m 高さ 180cm
	（鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 0m 高さ 180cm	（鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 0m 高さ 180cm	（鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 0m 高さ 180cm
	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 20,000m 段数 2～4 段	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 20,000m 段数 2～4 段	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業）（市単独事業） 延長 20,000m 段数 2～4 段

(2) その他被害防止に関する取組

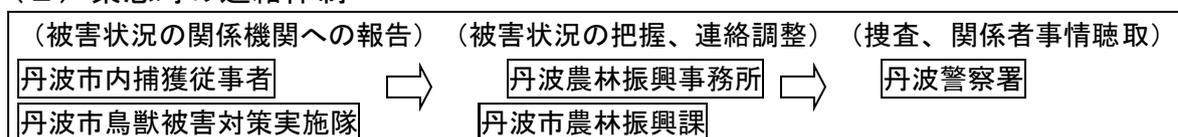
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	シカ、イノシシ、 アライグマ、ヌート リア、カラス、カワ ウ、イナズナ、テン、 ハクビシ、ヌ キ、アナグマ、 ツキノガメ	放任果樹の除去、普及啓発活動 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導
6年度	シカ、イノシシ、 アライグマ、ヌート リア、カラス、カワ ウ、イナズナ、テン、 ハクビシ、ヌ キ、アナグマ、 ツキノガメ	放任果樹の除去、普及啓発活動 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導
7年度	シカ、イノシシ、 アライグマ、ヌート リア、カラス、カワ ウ、イナズナ、テン、 ハクビシ、ヌ キ、アナグマ、 ツキノガメ	放任果樹の除去、普及啓発活動 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導
5年度～ 7年度	ニホンザル	広域的に移動するニホンザル(地域個体群)に対して ・ICTを活用した広域的情報共有システムの運用 ・上記システムによる農家等への生息情報提供 ・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、 被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会開催

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
丹波県民局丹波農林振興事務所森林課	被害状況の把握、連絡調整
丹波市役所産業経済部農林振興課	被害状況の把握、連絡調整
丹波警察署	被害状況の捜査、関係者への事情聴取
丹波市鳥獣被害対策実施隊	被害状況の関係機関への報告
丹波市内捕獲従事者	被害状況の関係機関への報告

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ有効活用処理施設に捕獲された個体を搬入し、食肉その他に加工して、丹波市の新たなブランドとして有効活用を推進していく。
食肉率向上に向け、くくりわなの拡大や箱わなの増設によるわな捕獲の拡大及び搬入方法等を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内の加工施設にて、食肉やペットフードへのシカ丸ごと一頭の有効活用を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	丹波市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
丹波市内捕獲従事者	有害鳥獣捕獲活動（対象鳥獣）
地区代表者	普及啓発活動、農林業被害調査 ほか
株式会社丹波姫もみじ	シカ肉の有効活用
丹波市森林組合	林業被害調査、活動補助作業
丹波ひかみ森林組合	林業被害調査、活動補助作業
丹波ひかみ農業協同組合	農業被害調査、活動補助作業
丹波市役所産業経済部農林振興課	有害鳥獣捕獲活動補助作業 後継者育成、技術指導及び原因究明 情報提供、被害防止柵設置指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	情報提供、技術指導
兵庫県丹波農業改良普及センター	情報提供、被害防止技術指導
兵庫県丹波農林振興事務所森林課	情報提供、鳥獣捕獲活動、及び生息地管理の指導
兵庫県丹波農林振興事務所農政振興課	情報提供、被害防止技術指導
兵庫県篠山土地改良事務所	情報提供、被害防止柵設置指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
サル被害対策については、近隣市町の実施隊と連携して被害防除に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が自ら被害対策に取り組めるよう研修会の開催支援を行い、野生動物の生息実態と被害実態、被害防止に関わる知識や技術等に関する情報を提供し、実情に応じた被害対策を実践するものとし、各自治会や農家の自発的な被害対策の指導や捕獲の担い手であ

る市内の捕獲従事者との連絡調整を密にして速やかな防御や捕獲を行うため、有害鳥獣担当専門員を配置する。

地域住民、鳥獣捕獲者、並びに行政が一体となって、鳥獣対策に取り組む。

また近隣市町で行動しているニホンザルは、その対策として近隣市町が連携して対策が講じることができるように広域協議会を運用し、各市町の被害対策実施隊員が定期的に会合を開き、当該被害対策に係る情報等の交換共有を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

丹波市森林整備計画において、市全域の森林を「鳥獣害防止森林区域」に設定し、防護柵や防護具による植林木の保護、及び罠による鳥獣捕獲といった方法により被害防止を図る。

令和3年度以降、県内において、野生イノシシでの豚熱陽性が確認されており、感染拡大や養豚場での豚熱発生が懸念されるため、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化にあたっては、捕獲者の靴底や車両の消毒等の防疫措置を実施しながら取り組んでいくむと共に、野生イノシシのCSF感染確認区域では、イノシシ肉が自家消費に限られることや、区域外への持ち出しができないなどの取扱を徹底する。